

建設コンサルタント業務等の競争入札に参加しようとする方へ

三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会

建設コンサルタント業務等*の競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとする方は、以下の事項をよく読み、間違いのないようにしてください。

* 建設コンサルタント業務等 地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の5つの業務をいいます。

I 入札への参加

1 関係法令・規則・要綱等

入札は、関係法令、規則、要綱、要領等の定めに従って行いますので、その内容をよく理解しておいてください。

- 1 関係法令の例：「地方自治法」「地方自治法施行令」「刑法第96条の6（公契約関係競売入札妨害又は談合）」「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限等）」等
- 2 規則の例：「広島市契約規則」等
- 3 要綱、要領等の例：「広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱」等

※ 要綱・要領等は、広島市ホームページ「入札・契約情報」（以下「ホームページ」といいます。アドレスは最後に掲載。）で見ることができます。）

2 入札に当たっての基本的な留意事項

- 1 入札は、予定価格が100万円を超える案件について行います。
- 2 入札を行った案件は、落札決定後に予定価格を公表します。
※ 公表する額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を控除した額です。
- 3 次に掲げる事項に違反した場合、関係者について競争入札参加資格の取消し（3年間）又は指名停止措置を行うことがあります。
 - (1) 関係法令（刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等）を守り、公正な入札を行うこと。
 - (2) 少なくとも入札が終了するまでは入札に参加することを他の者に知らせないこと。
※ 適正な競争の促進を図る観点から、落札者を決定するまでは入札参加者名を公表していません。
 - (3) 入札に当たっては、他の業者と入札価格又は入札意思などについて、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。
 - (4) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
 - (5) 予定価格、設計金額、最低制限価格、調査基準価格、総額失格基準額その他これらを推定することができるものの目安を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭を用いて聞き出すなどの働きかけをしないこと。
- 4 入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止します。

- 5 入札に当たって談合があったと認められる場合又は談合の疑いが払拭できない場合は、入札後であっても**入札を無効とする等の措置**を行います。
- 6 本協議会の指名競争入札建設コンサルタント業務等においては、同じ入札に参加した他の入札参加者（入札を辞退した者も含みます。）に当該入札に係る業務を請け負わせ、又は委任することは、原則としてできません。
- 7 入札参加者は、本協議会が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対し、誠実に協力しなければなりません。
- 8 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公告又は入札関係資料の修正を行うことがあります。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を中止とし、確認対象者又は落札者の決定を取り消します。契約締結後においても契約解除する場合があります。

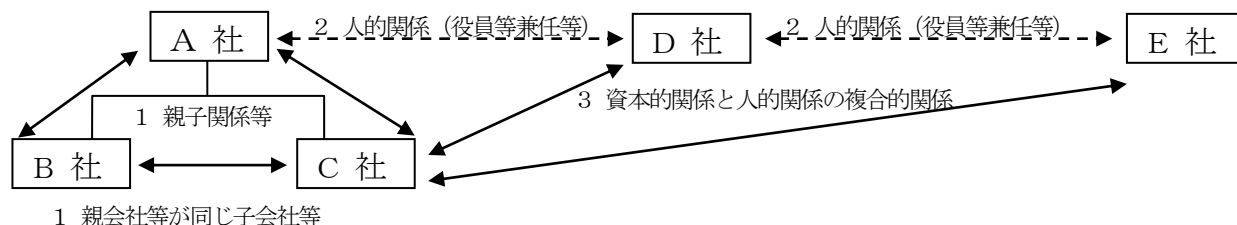
また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手を継続します。

3 入札心得

- 1 開札の結果、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求められた者は、この書類の1つとして**資金的関係・人的関係調査**（様式はホームページから入手できます。）を定められた期限までに提出することとなります。この調査等により、**一定の資金的関係又は人的関係等のある会社等が同一入札に参加していることが判明した場合、それらの会社はいずれも入札に参加することができません。**ただし、そのうちの1者を除いて他者が全て入札執行前に入札を辞退した場合は、残りの1者は入札に参加できます。

なお、入札後資格確認型一般競争入札の場合、入札書受付後の入札辞退は認めませんので、一定の資金的関係又は人的関係等のある会社等の入札全てを無効とします。

【同一入札への参加が制限される事例】



※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となります。

※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社等の役員等を兼任している場合、同一入札への参加が制限されます。また、組合とその構成員又は共同企業体とその構成員は同一入札への参加が制限されます。

※ 上記の1について、子会社等又は子会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除きます。

※ 上記の2について、一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人を兼任している場合を除いて、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除きます。

- 2 設計書、仕様書、図面及び現場等並びに広島市契約規則その他の契約条件を熟知し、経費の内訳を明らかにした所定の**積算内訳書**（様式及び作成要領は、ホームページから入手できます。）を作成して、**入札書に添付して提出**してください。積算内訳書を提出されない場合や提出された積算内訳書が積算内訳書作成要領に定める無効事由に該当する場合、**その入札は無効**としますので御注意ください。
- 3 入札に当たり不明な点がある場合は、入札前に関係職員に説明を求めてください。
- 4 紙入札の場合、次の事項に注意してください。
 - (1) **代理人の印鑑で入札する場合**は、入札書とともに**委任状**（様式はホームページから入手できます。）を提出してください。

- (2) 入札参加者及びその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- (3) 入札書は、**所定の様式**（ホームページから入手できます。）**を使用し、封筒（長形3号が望ましい。）に入れて（封筒の封印は廃止しますが、封印の代わりに「㌖」等の封字を記載してください。）提出してください。**
なお、封筒には業務名及び入札者の商号又は名称を記載してください。
- (4) **積算内訳書を必ず提出してください（提出方法は入札説明書のとおり。）。**
- 5 次のいずれかに該当する入札は無効となります。
- (1) 入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 提出された入札参加資格確認申請書が書類不備（誤記載を含む。）で確認のできない者のした入札
- (5) 積算内訳書の業務委託費合計金額が入札書記載金額と異なる等「積算内訳書作成要領」の無効事由に該当したもの
- (6) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- (7) 明らかに連合による入札と認められるもの
- (8) 明らかに錯誤による入札と認められるもの
- 6 紙入札の場合は、上記の5の(1)から(8)までに加え、次のいずれかに該当する入札も無効となります。
- (1) 入札書に記名押印がないもの
- (2) 入札書の記入文字が明確でないもの
- (3) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- (4) 入札金額を訂正したもの
- (5) 入札書の業務名が異なるもの
- 7 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、直ちに該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、競争入札参加資格の確認を行う者の順番又は落札者を決定します。万一、くじを引くべき者がくじを欠席したとき、又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引きます。
- 8 入札参加者が連合し、若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合は、入札書及び積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。

Ⅱ 契約の締結

1 契約書の交付

入札の結果、契約の相手方となった方には、その**業務を発注する課**（以下「業務担当課」といいます。）**において契約書を手渡します**ので、指示する日時までに（落札決定後、業務担当課の職員が指示します。）業務担当課へお越しください。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者である場合は、契約書の委託代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」（様式はホームページから入手できます。）を契約担当課へ提出してください。

2 契約の締結日

契約の締結日は、原則として**落札決定（見積）日の翌日**（当該日が広島市の休日である場合にあっては、当該日後最初に到来する広島市の休日でない日）となります。

やむを得ない事情がある場合は契約担当課に御相談ください。ただし、この場合にあっては落札決定（見積）日から5日以内の日となります。

契約の相手方となった方には改めて**契約締結日及び契約金額をお知らせしますので、必ず御確認ください。**

3 契約保証金

契約を締結するには、**契約保証金**を納めていただく必要があります。

金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）に当たっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**ので必ず事前に取扱機関に御相談ください。詳しくは「契約保証金の納付について（建設コンサルタント業務等用）」を御覧ください。

なお、契約日までに契約保証金の納付又は保証等に係る証書の提出をされない限り、契約を締結することができません。また、契約保証金（現金）と保証等の併用はできません。

4 落札者が契約を締結できなかった場合及び契約を締結しない場合

落札者が決定した後、契約を締結することができなかった場合及び正当な理由なく契約を締結しなかった場合は、競争入札参加資格を取り消します（3年間）。

また、併せて契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求します。

Ⅲ 業務の履行

1 関係法令等の遵守

本協議会が発注した業務を履行されるに当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び契約約款等の規定を遵守しなければなりません。

2 安全管理の徹底

1 安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は受注者がその責任において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法等関係法令の遵守はもとより、「**業務中における安全の確保を全てに優先する**」という考えの下、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。

(1) 現場における業務の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と**具体的な事故防止策の作成及び業務計画書への記載**

(2) 現場における業務の始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行

(3) 現場従事者（元請・下請）全員への安全教育、前記の(1)及び(2)の徹底

その他、**現場作業員や周辺住民に事故防止の取組みを周知し、安全意識の高揚を図ることに努めてください。**

2 事故発生時の報告

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても**直ちに本協議会担当職員に報告するとともに、その都度指定する期日までに業務事故報告書**（様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理（技術管理

課)」から入手できます。)を**本協議会へ提出**しなければなりません。また、**本協議会**への報告とともに労働関係法令に基づく関係機関への報告等についても適切に行わなければなりません。

なお、**本協議会**に報告することなく**後日、事故が判明した場合には、指名停止措置を行うことがあります**ので、注意してください。

3 本協議会発注業務からの暴力団等の排除

本協議会発注業務の履行に関する下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約において、次に掲げる者がその当事者又は代理若しくは媒介をする者として選定されることがないよう必要な措置を講じなければなりません。

- 1 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- 2 同条第2項第1号に規定する暴力団員
- 3 同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- 4 同条第5項に規定する暴力団関係者
- 5 広島県公安委員会が暴力団への利益供与等を行った者等として公表している者(広島県警察本部のHPにて公表)

なお、**本協議会**発注業務につき、次のいずれかに該当する場合には、**本協議会**発注業務の請負契約を解除し、指名停止措置を行うことがあります。

- (1) **本協議会**発注業務の履行のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに際し、事業者又はその役員等が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等又は暴力団関係者(以下「暴力団など」という。)であることを知りながら、当該事業者をこれらの契約当の相手方として定めたとき。
- (2) 受注者が締結した本市発注業務の履行のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又はその役員等が暴力団などであることが判明し(前記の(1)に規定する場合に該当するときを除く。)、本市が受注者に対し、当該契約を解除するよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

上記の解除等を避けるための方策として、業務を履行するための下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに当たっては、相手方又は代理若しくは媒介する者(その役員等を含む。)が暴力団などでないことを確認するとともに、書面により締結する場合には、暴力団などに該当するものであることが判明した場合には、当該契約の申込者は催告することなく当該契約を解除することができる旨を内容とする特約を契約書その他の書面に定めること等が考えられます。**本協議会**または**広島市**が指名停止を行っている者その他下請契約等の当事者としてはとならない者(広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条第1項各号に列記)についても、同様です。

詳しくは広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条及び委託契約約款の規定を御覧ください。

4 暴力団等から不当な介入を受けた場合の届出

業務の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに**本協議会**に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は指名停止措置を行うことがあります。